

# Japan's Decision to Sign the Mine Ban Treaty

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/4419">http://hdl.handle.net/2297/4419</a>

## 日本の対人地雷全廃政策決定過程

### ―言説対抗モデルによる規範受容過程の分析―

足立 研 幾

はじめに

一九九七年一二月、「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに破壊に関する条約（以下、オタワ条約）」の調印式が行われた。この条約は、多くの国によって実際使用されている兵器を全面禁止するという極めて異例のものであった。<sup>1</sup>にもかかわらず、わずか九カ月後には条約発効に必要な四〇カ国が批准し、一九九九年三月にこの分野の条約としては他に類を見ない速さで発効した。<sup>2</sup>二〇〇三年一月時点で、一五〇カ国がオタワ条約に調印し、うち一四一カ国が既に批准または加入の手続きを終えている。その結果、地雷使用、貯蔵、製造、輸出のすべてが大幅に減少し、一時は解決不可能とまで言われていた地雷危機は緩和に向かい、数年来のうちに解決されるとまで言われるようになった。<sup>3</sup>

日本政府は、一九九七年の調印式でオタワ条約に調印し、一九九八年九月三〇日には条約を批准し条約発効時の原加盟国となっている。対人地雷全廃問題において日本政府がこのような対応をとることは一見当然のことと思われるかもしれない。しかしながら、日本政府がオタワ条約に調印・批准するまでの道程は決して平坦なものではなかった。長い海岸線を有し専守防衛を旨とする日本にとって、対人地雷は必要不可欠という立場を政府は採っていた。対人地雷全廃に賛同する国のみによりオタワプロセスが開始された後も日本政府は消極的な対応に

終始し、一度はオタワプロセスから脱退すらしている。<sup>4</sup>しかしながら、その後日本政府の対人地雷問題への対応は大きく転換し、日本はオタワ条約に調印した。このような日本政府の対応はいかに説明されうるのであろうか。本稿では、「言説対抗モデル」という独自の分析枠組みを導入し、「合理モデル」の観点からは説明困難なこの事例の説明を試みる。

### 一 規範受容過程の分析枠組み——言説対抗モデル

国際政治の現実を説明したりある国の対外政策を説明するための理論ないしモデルとして、国家を合理的な単一の行為主体と見る議論、いわゆる「合理モデル」が、長らく中心的位置を占めてきた。いかなる行為が各々の主権国家にとって「合理的」であるかは理論の諸前提によって異なるが、冷戦期においては、安全保障を中心的な国益とする「合理モデル」によって国際政治の現実の多くが説明されえた。この「合理モデル」の観点からすると、対人地雷を全面禁止する条約に調印するのは、その事が自国の安全保障上の利益に合致するときのみということになる。しかしながら、多くの国の陸軍において兵器体系の一翼を担っている対人地雷を全廃することによって、各国政府が得られる国家安全保障上の具体的利益はほとんど存在しない。実際、軍関係者とNGOによる軍事専門家会議においても、対人地雷はその軍事的効果に加え心理的効果も大きく、費用対効果の観点からそれに匹敵する代替兵器はないとの結論が下されている。<sup>5</sup>それにもかかわらず、多くの国が対人地雷全廃に同意した。この点について、「合理モデル」は、それらの国においては、対人地雷はもはや軍事的に必要性がないからである、という解答を与えている。<sup>6</sup>実際、冷戦終焉以後、東西両陣営の衝突の蓋然性は低下し、国家間紛争を抱えていない国の間では、対人地雷の必要性が一定程度低減していた。対人地雷全廃によって国家安全保障上の不利益を被ることがない場合、その国は国家安全保障上の考慮以外の要因からオタワ条約への調印を決意すること

も考えられる。

しかしながら、日本を取り巻く当時の国際環境は、決して平和的とはいえない状況であった。実際、防衛庁官僚は国会等で繰り返し対人地雷が国防上必要不可欠であると訴えていた。もちろん、こうした発言には予算削減等を避けるためのレトリックとしての側面もあるかもしれない。しかし、対人地雷が国際問題化し始めた当初、日本の政治過程においては、「対人地雷は日本の国防上必要不可欠」という言説が広く支持を得ていた。「日本を取り巻く国際環境や専守防衛という防衛政策に鑑みて、地雷は必要不可欠」という訴えは、一定の説得力を有していたといえる。そのような状況下で、日本が地雷全廃に同意することは、「合理モデル」の観点からは考えにくい。

実際のところ、「合理モデル」は今日の国際政治の変動過程において、その説明能力を低下させ、理論と現実のギャップを拡大させつつある。このような状況の中、冷戦終焉と時を前後して注目を集めるようになってきたのが、コンストラクティヴィズムといわれる議論である。コンストラクティヴィズムは、「合理モデル」よりもアイデアや規範、間主観的理解といったものがアクターの性質や行動に与える影響を重視しようという議論である。「合理モデル」はアクターの選好は与件であると見るのに対して、コンストラクティヴィズムは、アクターの有する規範や選好は社会的に形成され、他のアクターとの相互作用を通じて変化すると見る。このようなコンストラクティヴィズムに対しては、特定の規範が選別され影響力を有していくのに対し、他の規範が影響力を失っていくのはなぜか、十分に説明されていないという批判がなされている。<sup>7</sup>

規範が対抗しあうとき、いかにしてある特定の規範が優勢になるのだろうか。この点について、多くの事例研究は、ある規範を広めようとするものは、自らの有する規範への支持を集めるために少なくとも物質的手段を使用し、「政策決定者を動員したり、強制したりする」ことを示している。また、規範の拡散・波及に際しては、

図1：分析枠組み図

言説対抗	地雷全廃すべきと主張する言説	VS	地雷は必要と主張する言説
力関係	全廃派のアクターは誰か？	⇔	使用継続派のアクターは誰か？
利益	地雷全廃による利益は何か？	⇔	地雷全廃による不利益は何か？
信条	なぜ、地雷は全廃すべきか？	⇔	なぜ、地雷は必要か？

お互いの歩みより・収斂

一方による他方の圧倒

支配的言説の形成  
政策決定に影響

アクター間の力関係や物理的利益に加えて、その規範をいかに他のアクターの信条に訴えかけるか、という点も重要である。この点、フィネモアとシキンは、規範への説得は、理詰めで説明できるものではなく、共感とか信条なども深く関わっていることを指摘している。<sup>9</sup> それゆえ、アクター間で正統性を得られるようにいかに規範を戦略的に提示し、そしてそれへの支持を拡大するかということ、すなわち「言説」<sup>10</sup> をめぐる政治が重要となってくる。地雷問題においても、対人地雷全廃の訴えは、既に国際社会に広く受け入れられている「人道」という規範と結びつけ、「地雷は非人道兵器であるから、全廃すべき」であるという言説を用いることで、より強力なものとなった面がある。<sup>11</sup>

そこで、本稿では分析の中心を言説の対抗に据えたい。言説対抗を分析の中心とすることによって、それぞれの言説を支持するさまざまなレベルのアクターを分析対象に取り込むことができる。また、それぞれを支持するアクターがいかなる言説を用いて支持アクターを増やそうとしたのかという点の分析を行うと同時に、各言説間の、支持アクターの力関係、利益構造、信条要因のバランスを見ることによって、特定の規範がいかに支配的となっていくのかを明らかにしようとするのである。<sup>12</sup>

## 二 日本における対人地雷問題―新たな規範の出現

### (1) 新たな規範の出現

国際的に対人地雷が問題視されるようになっていった一九九〇年以降も、日本政府は、対人地雷は防衛政策上必要不可欠の兵器であるという立場を堅持していた。防衛庁による対人地雷使用の論拠は大きく分けると二つある。その第一は、専守防衛という日本の国防政策の性質上、対人地雷は必要不可欠の兵器であるというものである。島国である日本は、海岸線は二万キロにも及び、敵の上陸適地となる砂浜海岸も約七千キロと長大であるため、専守防衛政策という受け身の防衛体制上、対人地雷が不可欠であるとの立場である。第二の論拠は、日本の対人地雷使用に関する特殊性に関するものである。即ち、四方を海に囲まれた日本においては、諸外国と異なり地雷使用は国内に限定される。また、一九六七年の武器輸出三原則及び一九七六年の政府統一見解によって、日本は対人地雷の輸出を一切行っていない。こうした使用法のため、「日本の対人地雷使用は他国における地雷被害には関わりがなく、純粹に国土・国民の防衛のため必要な兵器」であると主張されていた。

この時期、国会議員の間でも、対人地雷問題が日本の問題と考えられることはなかった。よって、国会において対人地雷問題が取り上げられるのは、もっぱらカンボジアなどでの地雷被害者支援問題等についてであった。対人地雷問題は解決を急ぐべき問題であるが、その焦点は地雷除去、被害者支援の問題であるとの見方が一般的であり、国会で日本の保有している対人地雷が問題視されることはなかった。また、日本にはみずから地雷を除去したり、地雷回避教育を実施していた地雷専門のNGOは存在しなかった。地雷被害者の援助を手がけるNGOもわずかであり、国際的に対人地雷に対する関心が高まってきた後も、日本において世論を盛り上げることはできなかった。<sup>13</sup>

対人地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）は積極的にマス・メディアを利用して、国際世論の喚起を図っていた。日本のマス・メディアにおいても、地雷問題に関する記事は確実に増加しつつあった。<sup>14</sup>しかしそれは国内NGO等による訴えの結果というよりも朝日新聞社編集委員の百瀬和元の個人的関心によるところが大きかった。実は百瀬自身、一九九〇年にイラン・イラク戦争の取材中対人地雷により左肩に重傷を負った地雷被害者であった。<sup>15</sup>百瀬の記事の中でとりわけ世論に対して影響があったのは、一九九五年六月、ICBL主催の第三回NGO国際会議を取材しまとめた「悪魔の兵器地雷—カンボジアから」という四日連続のルポであった。ルポのタイトルを「悪魔の兵器地雷」としたことは、地雷問題を人道性の観点からフレーミングしようというもので、その後、地雷問題をめぐる言説に対して強い影響を有した。また、第四回の「廃絶への闘い」というルポは、地雷廃絶問題を詳細に扱った日本では最初の報道となった。ルポの結びでは、地雷問題の「議論を続ける間にも、『悪魔の兵器』の犠牲は確実に増えつつづけている」と記し、地雷廃絶を訴えた。こうした報道によって、日本においても「対人地雷を全廃すべき」という規範が徐々にではあるが、人々に知られるようになっていった。

## （2）変化の兆し

一九九五年九月、国際問題として認識されるようになってきた対人地雷を規制しようとする最初の国際交渉、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）再検討会議が開始された。しかし、依然として日本国内において地雷問題が注目を浴びることはほとんどなかった。そんな中、朝日新聞の百瀬は、一九九五年一二月、再び四日間連続で「悪魔の兵器地雷—NGOの闘い」というルポを掲載し、ベルギーにおいて世界ではじめて成立した「対人地雷の製造、使用、輸出、移譲禁止法」の形成過程におけるNGOの活動を詳細に紹介した。この記事を受けて、国内NGOの間でも徐々に「地雷を全廃すべき」という規範への関心が高まり始めた。だが、具体的行動が

開始されるにはまだいまま少しの時間が必要であった。日本政府は、従来どおり地雷は国防上必要という立場を堅持しつづけていた。

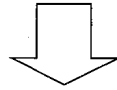
CCW再検討会議が閉幕した時も、日本国内において地雷問題が注目を集めることはあまりなかった。国際的には、CCW再検討会議が地雷全廃と程遠い内容に終わったことに対して、批判や失望の声が相次いでいた。<sup>17</sup> それにもかかわらず、日本のマス・メディアの反応は一様に鈍いものであり、地雷の全廃は困難という論調が多かった。<sup>18</sup> 長らく地雷問題に対して明確な態度をとることのなかった日本政府は、CCW再検討会議閉幕後リヨンサミット直前の一九九六年五月末、ようやく地雷問題に関する政策発表を行った。橋本龍太郎首相は「わが国の対人地雷全面禁止支持の決定について」というステートメントにおいて、対人地雷全面禁止に向けた国際的努力への支持を表明した。しかしながら、一見対人地雷全面禁止に積極的な姿勢を見せたかに見えるこの声明も、前文で全面禁止への努力支持を謳いつつも、後段では自己破壊装置を有する対人地雷を使用すると宣言している。即ち、全面禁止への国際的合意がなされないかぎり、日本は対人地雷の使用を継続するとの立場を依然としてとり続けていたわけである。

しかし、変化の兆しはあった。国際的に対人地雷全廃へ向けた機運が高まっている中、政府内でも「条件をつけても全面禁止の支持を表明することが外交上は重要」との声が高まりつつあった。<sup>19</sup> また、防衛庁でも対人地雷が全廃になった場合、従来とっていた防衛方針にどのような影響を与えるかなどについての検討を開始した。<sup>20</sup> さらに、国会においても、この時期対人地雷問題を扱う質問が初めてなされた。<sup>21</sup> 新党さきがけの前原誠司は、「対人地雷の使用の制限ではなくて、さらに踏み込んで使用の禁止というものをぜひ国際社会で取り組んでいくべき」と訴えた。この質問に対して防衛庁は、「日本の平和と安全を守るという任務を遂行するためには地雷が必要」との立場を示した。政府としては、依然自己破壊装置付の対人地雷使用を継続したいという姿勢は変わって



図2：CCW再検討会議終了時の日本における言説対抗状況

言説対抗	民間被害を出す地雷は全廃すべき	VS	地雷は国防上必要、使用継続すべき
力関係	国内世論（弱）、国際社会の圧力	<	防衛庁、自衛隊、外務省
利益	地雷による非人道的被害	<	国防上の必要性
信条	地雷は民間人に被害を出す	⇔	全地雷が民間人被害を出すわけではない
		<	国防上必要不可欠



地雷は国防上必要不可欠な兵器という言説が支配的  
地雷全廃への国際努力を支持しつつ、自己破壊装置付き地雷使用継続

いなかった。一九九六年六月二三日、日本政府はリヨンサミットで、対人地雷除去活動及び被害者の治療とリハビリへの支援、対人地雷探査・除去技術の改善への取り組みを強化する旨発表している。同年九月の国連総会でも重ねて、対人地雷除去への積極的な取り組み姿勢を表明、加えて、一九九七年の早い時期に地雷除去作業強化、地雷の探知・除去技術の開発、地雷犠牲者の支援強化のための国際会後を東京で開くことを提唱した。しかし、ここでも地雷除去や被害者支援を謳うばかりで、対人地雷全廃問題は議題として取り上げていない。政府としては、対人地雷使用継続しつつも、対人地雷の除去や被害者支援を強化することにより、対人地雷問題に対して消極的だという印象を拭おうとしていたようである。

この時期、日本のNGOにも漸く地雷問題に本格的に取り組むものが現れ始めた。例えば元々地雷被害者支援に取り組んでいたNGO、難民を助ける会は、収益金による地雷除去を目的に一九九六年九月に絵本『地雷ではなく花をください』を刊行した。絵本という形をとったため、それまで最も対人地雷問題に対して関心の薄かった子供・主婦層の関心を高めるという大きな効果を生むこととなった。絵本は一月余りで初版二万部が売り切れ、この絵本を通じて日本国内でも対人地雷問題への関心がさらに高まりをみせはじめた。日本政府も国際的動向を気にしていなかったわけではないし、また国会議員から政府に積極的行動を求める声も上がり始めてい

た。だが、日本政府の地雷使用を非難する声は、依然微弱であった。それゆえ、政府も地雷輸出をしていない日本は地雷問題と無関係という姿勢をとり、地雷除去や被害者支援を強化することにより、地雷問題に対して消極的だという印象を拭おうとしていた。

### 三 地雷全廃派の増加と地雷使用派の抵抗

#### (1) 地雷全廃派の増加

CCW改訂議定書が対人地雷の全面禁止とはほど遠い内容に終わったのを受けて、一九九六年一〇月、対人地雷全廃に賛同する国のみでオタワ会議が開催された。日本政府は、この会議に正式参加し、一九九六年一二月の国連総会では対人地雷全面禁止実現を勧告する国連決議の共同提案国八八カ国の一つともなっている。しかし、このことは日本政府が対人地雷使用を停止するということを意味しなかった。実際、一九九七年度予算においても対人地雷調達経費として七億円が計上されていた。

一方で、この時期国会議員の間では大きな変化が起こった。そのきっかけとなったのは、初のNGO出身議員の誕生であった。一九九六年一〇月、民主党から衆議院東京比例区で初当選した藤田幸久は、NGO、しかも対人地雷問題に取り組み始めていた「難民を助ける会」出身だった。彼の積極的な紹介もあり、難民を助ける会が出版した絵本『地雷ではなく花をください』は、国会議員の間だけで実に四千冊も売れる「国会議員のベストセラー」となった。これがかきつけとなり、国会議員の間でも、対人地雷問題に関する関心が次第に高まっていった。また、藤田は一九九六年二月五日、第一三九回臨時国会、衆議院外務委員会での初の国会質問で地雷問題を取り上げ、日本は対人地雷廃絶に積極的になるべきであると訴えた。藤田に続き、一九九六年二月一二日参議院外務委員会では、佐藤道夫が対人地雷の非人道性を「悪魔の兵器」という言葉で表しつつ、日本は地雷全廃

条約形成の先頭に立つべきであると主張した。彼が対人地雷を「悪魔の兵器」と呼んだ事には、百瀬のルポの影響がうかがわれる。ようやく、対人地雷問題を人道の観点から捉え、その全廃を訴える言説が政治過程に注入されるようになったのである。

一方政府は、地雷問題に積極的に取り組む姿勢を内外にアピールするため、九七年三月六、七日、対人地雷東京国際会議を開催した。だが、政府は対人地雷全廃問題をあえて議題からはずしている。<sup>22</sup>国会において、対人地雷全廃すべきとの質問が出た際にも、全面禁止に向けた国際的な努力を支持するとしつつも、合意が達成されるまでは、日本は自己破壊装置のない地雷は使用しないと答えるにとどまっている。<sup>23</sup>依然、政府は究極的には対人地雷全廃を支持しつつも、当面は対人地雷の使用を継続したいという立場だった。

このような政府に対して日本のNGOの間でも、圧力をかけようという意識が強くなってくる。そうした意識が行動として現われたのは、九七年三月の「NGO東京地雷会議98」開催であった。この会議は、日本政府による対人地雷東京国際会議に呼応する形で三月八、九日に開催され、政府があえて議題からはずした対人地雷全面禁止問題を取り上げている。その後の日本における地雷全廃に向けたNGO活動にとって特に重要であったのは、この会議においてJCBL (Japan Campaign to Ban Landmines) 結成が呼びかけられた事であった。それまでの日本のNGOの対人地雷問題に関する活動は、どちらかというところとそれぞればらばらであり、十分な効果をあげることができなかった。効果的で息の長い対人地雷全廃運動を続けていくためには、「コーディネート組織を作り、各NGOの連携の中心になり、政府やICBLや諸外国のNGOとの窓口」<sup>24</sup>を作る事がぜひとも必要であった。JCBL設置準備を契機として日本のNGO間でのコミュニケーションはより緊密になり、徐々に協力して地雷全廃を訴え始めるようになった。

国防上必要であると政府が主張している地雷の全廃を求めるには、強力な論拠が必要であった。そこで国内N

GOは、ICBLに倣い「対人地雷自体が非人道兵器であり、全廃すべき」であると訴えた。当時対人地雷を人道面から捉える見方は決して一般的だったわけではなかった。国内NGOは、婦女子など民間人を中心に毎月二千人以上の人が地雷被害に遭っているという具体的事実や被害者の映像、対人地雷の非人道性と廃絶を求める訴えなどを、積極的にマス・メディアを利用して広めることに努めた。<sup>25</sup> 何をもって人道的とするかについて、普遍的合意に達するのは容易なことではない。しかし、実際に多くの被害者を生んでいる実情がマス・メディアを通して伝えられることにより、対人地雷自体の非人道性がイデオロギーとしてではなく具体的なものとして認識可能となった。こうした積極的なキャンペーンにより、徐々に「対人地雷は非人道兵器であり全廃すべき」という言説に対する世論の支持は増加していく。また、この時期、日本政府主催、日本のNGO主催の対人地雷に関する国際会議が続いた事もあって、マス・メディア各社、各局が地雷に関する特集を積極的に組んだ。この時期の報道の特徴として、対人地雷問題を人道問題として捉え、日本政府の対応を批判するものが増えてきた点が指摘できる。<sup>26</sup> NGOの訴えは着実に拡がりを見せ始めていた。

## (2) 国会における支配的言説の変容

日本においても、漸く国会、NGO、メディア全てにおいて、政府の地雷問題に対する姿勢を批判する声がかかるようになり始めていた。しかし、政府は依然として、「地雷は防衛上必要な兵器」という見方を変えていなかった。国会で防衛上対人地雷をどう位置付けているのかと質問された際も、政府は「対人地雷は我が国に着上陸してくる敵の歩兵等の進行を遅らせるための障害を構成する防衛的な手段として重要かつ有効」などと述べ、「対人地雷は我が国の防衛上必要なものという認識」を示している。<sup>27</sup> 対人地雷を人道問題と位置づけその全廃を迫る言説に対して、政府は国防の観点からその必要性を訴えて対抗していた。

こうした政府に圧力をかけるため、藤田幸久等は「対人地雷全面禁止推進議員連盟」を作り、そうした役人達へ圧力をかけていこうと考えるようになった。その準備として「対人地雷全面禁止国会議員アピール」への署名を集め始めたが、すぐに彼等は困難に直面する。自民党議員からは署名したり議連への参加を表明したりする人は現れなかったのである。対人地雷問題は防衛政策に関わる問題なので、政府与党の方針として議連への参加を控えるようにとの圧力があつたとのことである。そうした中、積極的に地雷問題にかかわっていた小坂憲次（当時新進党）は、自民党から中谷元を議連に参加するよう誘った。小坂と中谷とは自民党の同期当選議員で気心が知れた仲であつた。さらに、PKOのカンボジア派遣を巡り、一九九四年には視察で共にカンボジアを訪れている。その際、プノンペンなどで対人地雷被害に触れ、お互い地雷問題に対する理解が深かつた。

中谷は、防衛大学の卒業生で陸上自衛隊出身、さらに当時は自民党政務調査会国防部長というおよそ地雷全廃賛成などといえそうもない立場の人であつた。しかし、彼は、陸上自衛隊において対人地雷の埋設訓練をする中で、対人地雷の非人道性を認識するようになっていた。さらに、上述のように、PKO関係でカンボジアに行つた折、多くの一般住民の地雷被害者を目の当たりにした。このような経験から彼は、「国防上の問題はあつても、人道的に使うべきではない兵器」<sup>28</sup>と人道性の観点から地雷問題をとらえるようになっていた。自身の自民党内での立場も考えると、さすがに議連の要職につくことにはかなりの躊躇があつたという。しかし最後は、「地雷をなくそうとするならチャンスは今しかない」<sup>29</sup>と議連への参加、および会長代理への就任を決断した。中谷の議連への参加に対して、防衛庁、自民党国防族の間には抵抗が少なからず存在した。中谷が議連参加を表明した途端、防衛庁の担当者が彼に地雷保有の効力を説明しに来たという。だが、自衛隊出身の中谷自身、対人地雷の「戦略的な有効性は肌身で知っているし、それ以上に処理時の心労や被害の実態も分かつて」<sup>30</sup>いた。そういったこともよく理解した上で、「対人地雷は手足を奪つてその苦しみを一生背負わせる残虐なもので、使用への抵抗感」<sup>31</sup>が

あり、議連参加を決意したのであった。彼の決断が自民党議員に与えたインパクトは大きかった。自民党議員の中から議連への参加を決意するものが徐々に増え始めた。

同じ頃、藤田幸久が対人地雷全面禁止国会議員アピールへの賛同者を集めていたことを知った難民を助ける会は、少しでも多くの国会議員がその賛同人に加わるよう説得を開始した。そして、そうした説得のターゲットとして特に選ばれたのは、中曽根康弘であった。中曽根は、防衛庁長官をした唯一の首相経験者であり、日本の防衛政策に多大な影響力を有していた。「中曽根氏を落とせば、他の議員への説得も楽になるだろうと考えて、彼に絞って説得を行うことにした<sup>32</sup>」のである。五月下旬、難民を助ける会副会長吹浦忠正等が中曽根を訪ね、対人地雷全廃への賛同を求めると、中曽根は「それは軍事問題ではなく人道問題だ」と述べ、その場で同意した。

こうして、徐々に国会議員の間でも「対人地雷は非人道兵器であり全廃すべき」という言説が支配的なものになっていった。それが明瞭に現れたのは、一九九七年四月二二日、第一四〇回通常国会、衆議院外務委員会であった。そこでは、地雷問題への政府の対応に対して厳しい非難が噴出した。質問の先陣を切って、自民党の石崎岳は、地雷を「悪魔の兵器」と呼んだ上で、地雷全廃、オタワプロセスへの参加を政府に強く求めた。石崎に続いて、新進党の若松謙維及び島聡、民主党の藤田幸久、共産党の松本善明、社会民主党の保坂展人、無所属の平野博文が、相次いで強い調子で政府の対応の批判を行った。こうした批判に対し、政府は地雷の必要性を繰り返し訴え、使用停止する意志がないことを表明した。さらにオタワプロセスに対し、池田外相は「オタワ・プロセスの中でより一層の徹底した条約を作るというのは、現時点では少し時期尚早」と述べ、厳格な地雷全廃条約作成には消極的な姿勢を明らかにした。<sup>33</sup>だが実際のところ、「外務省は、地雷を廃棄していこうという雰囲気」だったようである。「問題は池田外相が全く地雷問題に理解を示さなかつた事」であると藤田等は見えていた。<sup>34</sup>池田は、一九九〇年の第二次海部改造内閣では防衛庁長官を務めるなど国防族の大物であり、退職した自衛官の親睦団体で

ある「隊友会」の会長も務めていた。外務省がなかなか省として対人地雷問題に積極的になれなかったのには、池田がこの時期大臣であった事も大いに影響したと見る事ができよう。

この時期、国内NGOが、国際会議を開催するなどして政府に対してオタワプロセスへの参加を求め始めた。さらに、選挙においてNGO出身の国会議員が誕生したことにより、人道性の観点から地雷問題を捉え、地雷全廃を求める言説が国会に伝達される経路が確保された。この言説に対する支持は国会議員の間で徐々に拡がり、超党派の議員が、世論、NGO、国際的潮流等を背景に政府に決断を迫るようになっていった。だが、日本政府に地雷全廃を求める国内外の圧力が日に日に強まっていたにもかかわらず、自衛隊・防衛庁は地雷の必要性を強く訴え、また池田外相も地雷は必要との立場を崩さなかった。依然、日本政府は地雷使用を継続する方針を採り続けていたのである。

#### 四 オタワプロセスからの脱退と復帰

##### (1) オタワプロセスからの脱退

一九九七年六月、ブルッセルでオタワ会議の公式フォローアップ会議が開催された。ブルッセル会議の時点では、外務省、防衛庁とも対人地雷全廃に対して強固な姿勢を崩していなかった。なかなか対人地雷全面禁止に積極的とならない政府に圧力をかけるため、藤田幸久をはじめとする対人地雷全廃に積極的な議員が、「対人地雷全面禁止国会議員アピール」への署名を集めていた。七人すべての首相経験者を含む三八八人が署名したのを受けて、藤田等はその署名を橋本首相に手渡しオタワプロセスへの参加を求めた。その直後、橋本首相は防衛庁に対して「対人地雷がないと日本の防衛ができない状況を具体的に示すよう」求めた<sup>35</sup>。地雷全廃派の国会議員等は、さらに政府に圧力をかけるため、対人地雷全面禁止推進議員連盟を発足させた。この議連は超党派一二四名で構

成され、かなりの圧力を政府に対してかけた事は間違いない。だが、国会議員等の圧力にもかかわらず、ブルツセル会議にオブザーバーとして参加していた政府は、オタワ条約に調印する事は困難としてブルツセル宣言への署名を見送りオタワプロセスから正式に脱退した。

こうした政府の態度に対する批判は高まっていた。NGOは、JCBLを九七年七月一九日に設立し、一致協力して政府に圧力をかけ始めた。JCBLとしてまとまることの意義は大きかった。日本には地雷問題専門のNGOは存在せず、各NGOにおいて地雷問題に関わる人員は少ない。まとまることにより互いに情報を共有するなどして、そういったリソース不足問題を緩和したのである。JCBLが緩やかなネットワークであったことも大きい。対人地雷全廃という目的を共有し、それ以外では何かを押しつけたることなく、各NGOが各々のやり方で協力していった。<sup>36</sup>

以上のように、六月には対人地雷全面禁止推進議員連盟、七月にはJCBLが相次いで発足し、政府に対して対人地雷全廃を求める強い圧力をかけ始めた。また、マス・メディアなども積極的に地雷問題を取り上げ日本政府の対応を批判するなど、日本政府の地雷問題への対応に対する世論の風当たりは厳しいものとなってきた。加えて、ブルツセル宣言に、イギリス、フランスを含む九七カ国が署名し、対人地雷全廃というものが大きな国際的潮流となりつつあった。だが、こうした状況にもかかわらず日本政府は対人地雷保有を主張し続けていた。特に防衛庁は地雷保有を強く訴え、国内外の対人地雷廃絶を求める圧力に対抗するため、幹部が手分けして衆参両院の関係議員を訪問し、日本が対人地雷禁止条約に加わらないように説得して廻っていた。<sup>37</sup>

## (2) オスロ会議参加

対人地雷全廃に向けてさらに圧力をかけるため、議連の議員の間では地雷問題の勉強会を行いつつ、防衛庁、



外務省への説得を続けていた。議連事務局長の藤田によれば、一九九七年夏以降は、外務省はかなり地雷問題には積極的で、それほど地雷全廃の必要性を説得する必要性を感じなかったということである。ただし、池田外相はなかなか地雷問題への理解を示さなかったという。<sup>38</sup> 防衛庁に關しても、皆が地雷全廃に強固に反対しているというわけではなかった。例えば、防衛庁の説得に行った藤田や中谷は、「政治決定があれば、地雷なしでやると考えており、地雷廃絶を強固には反対していない」と見ていた。<sup>39</sup> 軍事アナリストの小川和久と意見交換をした制服組エリートも、「歩兵の立場で言えば、目の前に対人地雷があれば使いたいと思うのは人情です。しかし、それに代わる手段がないわけではない。平和主義を唱える日本の国益の立場からすれば、世界平和と軍縮に向けて対人地雷廃絶の動きをリードし、そこからたらされる信頼によって外交的発言力を増し、国家の安全を高めるべき」との見解を述べていた。<sup>40</sup> このように、地雷を取り巻く国内外の言説状況が変わる中、防衛庁内でも利益考慮が変容し始めていた。むろん、日本を取り巻く国際環境や防衛政策に鑑みると、対人地雷を全廃することには大きなコストが伴う。だが、地雷全廃を訴える言説に対する支持が国内外で高まる中、地雷を使用するコストも高まりつつあった。

そうした中、強固な態度をとりつづけていたのは、防衛庁内局であった。彼等は、地雷廃絶が他の武器へ波及すること、予算削減、あるいは陸上自衛隊のある種のシンボルである「地雷を否定することは、陸自の否定」などと組織防衛の観点からの危機感が強かった。もちろん、このような論拠では対人地雷使用継続の主張は十分な説得力を持ち得ない。しかし、国防上不可欠であるという論拠も徐々に揺らぎ始めていた。そうした中、議連は内局に対して粘り強く説得活動を続けていた。防衛庁への説得を行う際、中谷が議連の要職にあったことは重要であった。当時の防衛庁には、中谷の知り合いも多かった。こうした人的な関係が説得を容易にした面は否定できまい。また、説得に行く際にも、「野党議員が行くのと、自民党議員、しかも国防部長、が行くのではイン

パクトが全く異なった」<sup>41</sup>のである。

こうした中、日本政府は八月に入り突如方針転換を余儀なくされる。八月一日、アメリカ政府がオタワプロセスへの参加を表明したからである。それまで、日本は「例外も留保も認めず、賛同国だけで禁止条約という過程は支持できない」「アメリカやロシアが参加しないのでは、実効性が確保されない。」として、オタワプロセス自体に対して消極的な立場をとっていた。しかし、そのアメリカがオタワプロセスへの参加を表明した事で、こうした論理が突き崩された。八月一九日、JCB Lが橋本首相にオスロ会議への参加を求める五六団体連名の要望書を提出した。この際、日時の調整等を対人地雷全面禁止推進議員連盟が手助けし、JCB Lの代表は会長代理の中谷元とともに橋本首相に直接要望書を手渡した。オタワプロセス参加への内外の圧力が強まる中、八月二六日の記者会見で久間防衛庁長官は、オタワプロセスについて「条件付の議論をするのなら、乗ってもいいのではないか」<sup>42</sup>と述べ、アメリカに同調し、オスロ会議に参加する意向を示した。ただ、これも、例外を認められるならば乗ってもよいという事にすぎず、例外・留保条件を認めない対人地雷全廃条約を目指すオタワプロセスとは相容れないものであった。アメリカの参加に追従するかたちで「条約交渉で発言権や修正案の提出権を得られるよう正式参加する」<sup>43</sup>ことを決めた日本が、対人地雷全廃条約をつくるというオタワプロセスと摩擦を起こすことは必至であった。

## 五 日本の対人地雷政策の転換

日本政府はオスロ会議に出席したものの、その主張が条約案に反映されることは全くなかった。九月一八日オスロ会議で採択されたオタワ条約にはアメリカなども調印しない方針であったことから、「実効性が確保されない」として日本政府も調印しない方針を固めていた。だが、オタワ条約案が採択された翌日、日本政府のその後

の対応を大きく変化させるきっかけとなる「事件」が起こった。九月一日の内閣改造で新たに外務大臣に就任したばかりの小淵恵三が、閣議後の記者会見で、オタワ条約に調印しないという政府の方針に異議を唱えたのである。外務省は当初、「あれは大臣の個人的なお考え」と火消しに回った。<sup>44</sup>しかし、元々外務省内には対人地雷廃絶に理解を示すものも少なくなかった。また、ダイアナ元皇太子妃の死去により国際的に対人地雷廃絶を求める声が強くなっていたこともあり、徐々に外務省としても対人地雷廃絶へと傾いて行く。こうした中、橋本首相も「条約に対する世論の高まりは無視できない」と外務・防衛当局者にオタワ条約調印に向け早急に取り組むよう指示を出し、条約調印に向けた動きは一気に加速した。<sup>45</sup>

対人地雷廃絶を求める国内外の世論が高まり、対人地雷廃絶やむなしと考えるものも増え始めたが、防衛庁は依然「対人地雷は国防上必要」との立場を崩していなかった。しかし、橋本首相が調印に向け取り組むよう指示したこと、外務省が対人地雷廃絶へと方針転換しつつあったこともあり、次第に防衛庁の立場は苦しいものとなって行く。そうした中、防衛庁は廃絶を受け入れる場合の四条件を提示し、抵抗した。そうした条件とは、①陸上自衛隊員数の七千人増強、②地对空ミサイルなど正面配備の増強、③代替兵器開発のための総額五百億円の予算、④関連国内法が整備されるまで五年程度の調印見合わせ、であった。<sup>46</sup>しかし、この条件は、依然一二月のオタワ条約調印を認めないものであった。

一方、第一四一回臨時国会においては、小淵外相の発言、および対人地雷全廃を求める世論の高まりを受け、各議員は積極的に政府にオタワ条約調印を求めている。一〇月一日の本会議では、民主党の代表質問で、菅直人が対人地雷の全廃に向けて努力するよう政府に訴えた。また、対人地雷全面禁止推進議員連盟も、一〇月九日、政府に対してオタワ条約参加を求める申し入れを行っている。この時点では、いまだ防衛庁は首を縦にふっていない。なかつたため、小淵外相は、条約調印に向けて調整を行う意思を表明するにとどまった。

マス・メディアについては、オスロ会議以降、対人地雷問題について取り上げる回数が増加し、一〇月に入ると徐々に日本政府にオタワ条約調印を求める論調が多くなっていった。<sup>47</sup> そんな中、対人地雷全廃派をさらに勢いづかせることが起こった。一〇月一〇日に、ICBL及びそのコーディネーターのジョディ・ウィリアムスのノーベル平和賞受賞が正式決定されたのである。この決定は、もちろん対人地雷廃絶へ向けた彼等の活動が評価されたものだが、オタワ条約へ調印しない予定の国に調印を促すというねらいもあった。実際、ノーベル賞委員会のフランシス・セイエルステッド委員長は「条約に署名しない方針の米国など大国に対するメッセージでもある」と述べた。また、アメリカ、中国だけでなく、「日本政府も署名方針に転じることを願っている」と、日本がオタワ条約に署名することを名指しで促している。<sup>48</sup> 国際世論の盛り上がりによって、一〇月にはオーストラリア、ギリシャ、ルーマニアが相次いでオタワ条約調印を表明するなど、オタワプロセスを支持する国の数はさらに増加しつつあった。<sup>49</sup> こうした国際的な動きが、政府に対して大きな「外圧」となったことは間違いあるまい。しかし、防衛庁は依然地雷使用継続を訴えており、政府内での調整はついていなかった。

ICBLのノーベル平和賞受賞が決まったこともあり、野党を中心に政府への攻勢は一段と強まっていた。一〇月一日には、民主党の土井たか子党首が、「人道的な立場から署名するのが当然だ」<sup>50</sup>と強調し、政府に対して調印するよう強く申し入れていく意向を明らかにした。続いて、一三日には、衆議院予算委員会において、民主党の鳩山由紀夫が「対米追従型の外交をこのようなときに行うべきではない」と強く批判しつつ、「対人地雷の全面禁止条約に日本政府として調印するのか、しないのか」と強く迫った。しかし、この時点でもいまだ政府はオタワ条約参加を打ち出せておらず、小淵外相が「願わくばそうした方針でまとめることができれば幸い」と述べるにとどまった。

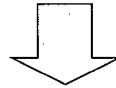
新聞各紙は、対人地雷禁止運動のノーベル平和賞受賞決定の一報が飛びこんできたのを契機に日本政府のオタ

ワ条約調印を求め、声を一層強くしていた。例えば、日本経済新聞は、「ノーベル平和賞が促す対人地雷の廃絶」という社説を掲げ、<sup>51</sup> 日本政府に決断を求めた。読売新聞も、「平和賞で地雷廃絶にはずみを」という社説を掲載し、朝日新聞は、一〇月一二日、一四日、一六日と立続けに「天声人語」で対人地雷問題を取り上げ、日本政府の姿勢を強く批判した。国会、新聞等で政府批判が強まる中、一〇月一四日、橋本首相は、新聞各紙に対して、「防衛庁に對人地雷は本当に必要なのか、代替手段はないのか、という問いかけをしたのはだいたい前だ」と述べ、<sup>52</sup> 防衛庁に決断を迫っていることを明らかにした。そして、同日の記者会見で久間は、「国内外の世論が高まっている。素直に受け止めねばならない」と方針見直しに含みを持たせる発言を行った。ただし、「米中両国を含めみんなが署名することになるのがいい」と従来の主張も繰り返し述べ、米中などの動向を踏まえた上で最終判断する考えを示した。翌一五日、防衛庁の説得に小淵外相自らが乗り出し、一気に決断を迫った。小淵は、まず佐藤謙防衛局長と会い、署名に向けての課題を協議し、最終調整を行った。こうした動きを受けて、防衛庁内でも「いつまでも地雷を使い続けるのは難しい」、<sup>54</sup> 「地雷は本当にそんなに大事なのか」という声も出始めた。一〇月二一日、小淵外相と久間防衛庁長官は国会内で協議し、遂にオタワ条約に署名することで合意した。防衛庁長官の久間章生が小淵派の議員であったことも、彼の決断を後押しした。<sup>56</sup>

その後、橋本首相と村岡兼造官房長官を交えた会談で首相が条約調印に同意するよう求めたのに対し、久間は了承し、政府はオタワ条約調印への最終調整にはいった。ただし、久間は併せて、①対人地雷の代替手段の開発のため、十分な予算措置を講じる、②署名に慎重な米国の理解を得る、ことを求めている。<sup>57</sup> これらの要請は、当初防衛庁が条約調印の条件としていたものから比べると大きく後退しており、世論などに押されやむなくオタワ条約への署名に同意したという面がうかがえる。こうして、法制面の整備や保有している地雷の処理方法などを詰めた上でオタワ条約に署名する運びとなった。

図3：オタワ条約調印式時点の日本における言説対抗状況

言説対抗	地雷は非人道兵器、全廃すべき	VS	地雷は国防上必要、使用継続すべき
力関係	議員連盟、外相、外務省、NGO	>	防衛庁
	国内外の世論の支持、首相	←-----	防衛庁長官（外相に説得される）
利益	世論反発の中使用するコスト	⇔	国防上の必要性
	オタワプロセス支持国増加	>	（取り残される不利益）
信条	地雷自体が非人道兵器	⇔	全地雷が民間人に被害を出すわけではない
	軍事的有効性疑問	⇔	国防上必要不可欠
	国際政治の圧力	>	
	ICBL ノーベル平和賞受賞	>	



地雷は非人道兵器であり全廃すべきという言説が支配的にオタワ条約に調印

以上のように、日本政府は土壇場でオタワ条約調印を決断した。この決断には、JCBLを中心としたNGO、対人地雷全面禁止推進議員連盟、マス・メディア等が、人道性の観点から地雷全廃を訴えていたことが大きい。こうした言説への支持が国内外で拡がりを見せる中、内閣改造で新たに外相に就任した小渕恵三が政府の地雷政策に異議を唱えたことが大きな転換点となった。また、ICBLのノーベル平和賞受賞決定やオタワプロセス参加国が増加していることなども、政府に対する外圧となった。こうして、日本政府は防衛庁の反対を押し切ってオタワ条約調印を決定した。

おわりに

本稿では、日本におけるオタワ条約調印をめぐる政治過程を見てきた。日本は、専守防衛という国防政策を旨としており、対人地雷はその政策上不可欠の兵器であると考えられていた。また、東アジアの情勢は決して平和的とはいえず、他国による侵略の可能性が低く見積もられていたわけではない。他国と陸続きの国境線を持たず、地雷を輸出もしていない日本にとって、その地雷使用は他国における地雷被害には関わりがなく、純粹に国土・国民の防衛のためのものであると主張されていた。このような状況であったため、地雷問題が国際問題化した後も、日本政府は地雷全廃に対しては終始消極的な姿勢をとり続けていた。地雷全廃賛同国のみで行われていたオタワプロセスからも途中で脱退した。

しかし、東アジアを取り巻く国際環境が変容したわけではなにもかわらず、日本はオタワ条約調印を決意した。このようなことは、「合理モデル」からは説明が困難である。日本のオタワ条約調印決定を分析する際には、日本の政治過程内において「地雷全廃すべき」という規範がいかに広がり、地雷使用をめぐる利益考慮がいかに変容したのかを見ることが不可欠である。日本においては、当初地雷問題を専門に扱うNGOが存在せず、地雷問題を人道性の観点から捉え、その全廃を唱える言説が政治過程に注入されることはなかった。しかし、国際的に地雷全廃運動が盛り上がりを見せるなか、まずは新聞を通してこのような言説が徐々に人々に知られるようになっていった。国内NGOも徐々に地雷全廃を求める活動を活性化させ、さらにNGO出身の国会議員が誕生し、そうした言説が政治過程へと伝達される経路が確保された。日本の政治過程においても、地雷問題をめぐる言説対抗が開始されたのである。地雷全廃を求める声は、国会議員の間でまず支配的となっていった。しかしながら、外相、防衛庁長官が強く地雷使用継続を主張していたこともあり、日本政府はオタワプロセスから脱退

してしまう。だが、内閣改造により地雷問題に理解を示す小渕恵三が外相に新たに就任した。もちろん、小渕が地雷全廃に理解を示した背景には、国会議員の間で地雷全廃派が支配的になっていったこと、国内外で地雷全廃を求める言説が支持を拡げていたことが大いに影響したと考えて差し支えあるまい。いずれにせよ、小渕の登場により地雷を全廃すべきという言説が政府内でも支配的なものとなり、日本政府がオタワ条約調印を決断することとなった。

本稿で明らかとしたように、ある言説や規範が支配的になるのは、その利益構造だけではなく、信条やそれを支持するアクター間の力関係も影響する。そして、もしその国の政治過程内で地雷全廃すべきという言説が支配的なものとなれば、地雷使用をめぐる利益構造が変化し、地雷使用が合理的だとは考えられなくなることもある。これこそが、防衛政策上、対人地雷の必要性を高く見積もっていたにもかかわらず、日本がオタワ条約に調印した理由である。さらには、このような構図は、多くの国に多かれ少なかれ共通したものであった。NGO等が、人道性の観点から地雷全廃を訴える説得的な言説を提示し、巧みにその言説への支持拡大を図ったことが、オタワプロセスが成功を収めた鍵であった。巧みに進められた言説対抗戦略の結果、多くの国においては、「地雷は非人道兵器であり全廃すべき」という言説は支配的なものとなった。それゆえ、その戦略的有效性が高く評価されていたにもかかわらず、地雷の必要性がない国のみならず、アジアやアフリカ等いまだ紛争を抱える多くの国も、対人地雷を全面禁止するオタワ条約に調印したのである。

- 1 この条約では、対人地雷の生産、使用、輸出を全面禁止し、さらに貯蔵地雷は四年以内、埋蔵地雷は十年以内に破壊する事を例外・留保条件なしに義務づけている。ただし、埋設地雷の廃棄に関しては、期限内の廃棄が不可能な場合、出席しかつ投票する締約国の過半数の議決により最長十年間延長が認められる。



2 厳格なオタワ条約が形成され、多くの国がそれに調印するに至る国際政治過程については、拙稿「対人地雷全廃レジーム形成過程の分析」『国際政治』第一三〇号、二〇〇二年を参照されたい。

3 ICBL, *Landmine Monitor Report 1999: Toward a Mine Free World Executive Summary*, p. 4.

4 オタワプロセスとは、カナダ政府のイニシアティブによって開始された、対人地雷全廃に賛成する国のみによる条約形成交渉過程のことである。オタワプロセス開始の背景については、拙稿「The Ottawa Treaty: An Analysis of Canada's Decision to Lead the International Movement to Ban Anti-Personnel Landmines」, *The Annual Review of Canadian Studies*, No.23, 2003 を参照されたい。

5 例として、ICRC, "Symposium of Military Experts on the Military Utility of Anti-Personnel Mines," *International Review of the Red Cross*, No. 299, 1994, p.172, p.178 を参照。

6 Kenneth R. Rutherford, "The Evolving Arms Control Agenda: Implication of the Role of NGOs in Banning Antipersonnel Landmines", *World Politics*, Vol.53, No.1, 2000, pp.106-107.

7 John Mearshimer, "The false premise of international institutions", *International Security* Vol.19, 1995, p. 42, Paul Kowert and Jeffrey Legro, "Norms, Identity and their limits: A Theoretical Reprisal", in Peter J. Katzenstein ed., *The Culture of National Security Norms and Identity in World Politics*, Columbia University Press, 1996, p. 461.

8 Jeffrey T. Checkel, "International Norms and Domestic Politics: Bridging the Rationalist-Constructivist Divide", *European Journal of International Relations*, Vol.3, No. 4, pp. 476-477, Margaret E. Keck and Kathryn Sikkink, *Activist beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*, Cornell University Press, 1998, p. 201.

9 Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, "International Norm Dynamics and Political Change," *International Organization*, Vol.52, No. 4, 1998, p. 900.

10 言説アプローチを提示した Litfin によると、言説とは「社会関係のネットワークに埋め込まれた言語的行為及び修辭的戦略」と定義されている。Karen Litfin, *Ozone Discourses*, Columbia University Press, 1994.

11 新たな規範を受け入れさせようとするとき、既に存在する規範と新たな規範とのあいだに説得的な関連性があることを示せるよう言説を構築し、新たな言説への支持を訴える事はよく行われる。そして、このような言説の構築に成功するならば、新たな規範も受け入れられやすくなることしばしば指摘されている。Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, *op. cit.*, p. 908.

12 コンストラクティヴィズムと「合理モデル」は、その認識論、存在論に相違が存在し対立するものであると捉えられることが多いが、「合理モデル」とコンストラクティヴィズムの折衷的な立場をとる研究者も少なくない。本稿もまた、言説対抗に焦点を

- あてること、「合理モデル」とコンストラクティヴィズムを補完的に用いて、分析を進める。コンストラクティヴィズムと合理モデルの相違は強調されすぎており、補完的に用いることが可能であることを指摘するものとして、Thomas Risse, "Let's Argue!": Communicative Action in World Politics," *International Organization* No. 54, Vol.1, 2000, Robert Cox with T. J. Sinclair, *Approaches to World Order*, Cambridge University Press, 1996, pp.87-91 など。
- 13 JCBL運営委員・日本国際ボランティアセンター(JVC)清水俊弘とのインタビュー、二〇〇〇年六月一三日。
- 14 そうしたものとして、例えば、日本経済新聞、一九九四年一月二五日、朝日新聞、一九九四年九月二日、日本経済新聞、一九九四年一月二三日など。
- 15 第二次世界大戦以後、日本人の地雷被害者は、百瀬と、フリーカメラマンの南条直子二人である。南条は、一九八八年アフガニスタンを取材中、対人地雷に触れ亡くなっている。
- 16 百瀬和元とのインタビュー、二〇〇一年四月二四日。
- 17 例えば、ガリ国連事務総長は、「再検討会議の結論には深い失望を覚える」と述べている。United Nations Press Release SG/SM/96/122, May 3, 1996. またICRCは、会議の最終コメントで「国際人道法上初めて、非人道兵器を禁止するのではなく、その継続的使用、及び実質上同様の効果を有する新型兵器の使用を暗に促進する規定が採択されたことを非常に遺憾に思う。」と述べている。Eric Roethlisberger, Vice-President of the ICRC, "Statement to the closing session of the First Review Conference of the 1980 CCW," May 3, 1996.
- 18 日本経済新聞、一九九六年五月二二日、毎日新聞、一九九六年五月四日、読売新聞、一九九六年五月四日など。
- 19 朝日新聞、一九九六年六月一三日。
- 20 朝日新聞、一九九六年六月一三日。
- 21 第一三六回通常国会衆議院安全保障委員会議録第九号、四頁(一九九六年六月十四日)。
- 22 池田外相の答弁、第一三九回通常国会、衆議院外務委員会議録第一号、一一頁(一九九六年二月五日)。
- 23 池田外相の答弁、第一三九回通常国会、参議院外務委員会議録第一号、一七頁(一九九六年二月二二日)。
- 24 北川泰弘、「対人地雷の全面撤廃に向けて」カンボジア市民フォーラム(PEFOC)の活動」、NGO東京地雷会議97、第六分科会「対人地雷の全面撤廃に向けて」での報告。
- 25 NGOによるマス・メディアなどを通じたキャンペーンによって対人地雷全廃支持国が増加し、対人地雷禁止条約形成に至る過程については、拙稿「国際政治過程における非政府組織(NGO)―対人地雷禁止条約形成過程を一事例として」『国際政治経

- 46 長有紀枝によるNGO東京地雷会議98基調報告、『NGO東京地雷会議98報告書』一九頁。  
 45 読売新聞、一九九七年二月四日。  
 44 『週間アエラ』、一九九七年一月二七日号、七二頁。  
 43 目加田説子、『地雷なき地球へ―夢を現実にした人々』岩波書店、一九九八年、一九六頁。  
 42 朝日新聞、一九九七年八月二七日。  
 41 中谷元とのインタビュー、二〇〇一年二月一五日。  
 40 小川和久「ポスト・オタワ 東アジアの課題」、NGO東京地雷会議98、第四分科会。  
 39 藤田幸久、および中谷元とのインタビュー。  
 38 藤田幸久とのインタビュー、二〇〇〇年九月六日。  
 37 吹浦忠正・柳瀬房子・長有紀枝編著、『地雷をなくそう 『地雷ではなく花をください』50万読者からの質問』、自由国民社、二〇〇〇年、二〇一―二〇二頁。  
 36 清水俊弘とのインタビュー、二〇〇〇年六月一三日。  
 35 この議員連盟は、当時新進党所属であった小坂憲次を会長とし、会長代理に自民党の中谷元、事務局長に民主党藤田幸久をすえ、一二四人の国会議員の参加を得て発足した。  
 34 藤田幸久とのインタビュー、二〇〇〇年九月六日、および藤田、前掲論文、一七頁。  
 33 第一四〇回通常国会、衆議院外務委員会議録第十一号、一一二六頁（一九九七年四月二二日）。  
 32 難民を助ける会事務局次長、長有紀枝とのインタビュー、一九九八年二月二八日。  
 31 高知新聞、前掲箇所。  
 30 高知新聞、一九九八年一月一日。  
 29 中谷元とのインタビュー、二〇〇一年二月一五日。  
 28 毎日新聞、一九九七年一月二三日。  
 27 第一四〇回通常国会、参議院外務委員会議録第八号、三頁（一九九七年四月一日）。  
 26 こうした記事として、読売新聞、一九九七年三月五日、読売新聞、一九九七年三月八日、日本経済新聞、一九九七年三月二二日、朝日新聞一九九七年三月八日、一九九日など。  
 25 読売新聞、一九九七年三月八日、一九九日など。  
 24 朝日新聞一九九七年三月八日、一九九日など。  
 23 第一四〇回通常国会、参議院外務委員会議録第八号、三頁（一九九七年四月一日）。  
 22 毎日新聞、一九九七年一月二三日。  
 21 中谷元とのインタビュー、二〇〇一年二月一五日。  
 20 高知新聞、一九九八年一月一日。  
 19 高知新聞、前掲箇所。  
 18 難民を助ける会事務局次長、長有紀枝とのインタビュー、一九九八年二月二八日。  
 17 第一四〇回通常国会、衆議院外務委員会議録第十一号、一一二六頁（一九九七年四月二二日）。  
 16 藤田幸久とのインタビュー、二〇〇〇年九月六日、および藤田、前掲論文、一七頁。  
 15 この議員連盟は、当時新進党所属であった小坂憲次を会長とし、会長代理に自民党の中谷元、事務局長に民主党藤田幸久をすえ、一二四人の国会議員の参加を得て発足した。  
 14 清水俊弘とのインタビュー、二〇〇〇年六月一三日。  
 13 吹浦忠正・柳瀬房子・長有紀枝編著、『地雷をなくそう 『地雷ではなく花をください』50万読者からの質問』、自由国民社、二〇〇〇年、二〇一―二〇二頁。  
 12 藤田幸久とのインタビュー、二〇〇〇年九月六日。  
 11 藤田幸久、および中谷元とのインタビュー。  
 10 小川和久「ポスト・オタワ 東アジアの課題」、NGO東京地雷会議98、第四分科会。  
 9 中谷元とのインタビュー、二〇〇一年二月一五日。  
 8 朝日新聞、一九九七年八月二七日。  
 7 目加田説子、『地雷なき地球へ―夢を現実にした人々』岩波書店、一九九八年、一九六頁。  
 6 『週間アエラ』、一九九七年一月二七日号、七二頁。  
 5 読売新聞、一九九七年二月四日。  
 4 長有紀枝によるNGO東京地雷会議98基調報告、『NGO東京地雷会議98報告書』一九頁。

- 47 たとえば、朝日新聞一九九七年一〇月三日、コラム「対人地雷禁止条約に署名せよ」。
- 48 朝日新聞、一九九七年一〇月一日。
- 49 Zdzislaw Lachowski, "The ban on anti-personnel mine," *SIPRI Yearbook 1998: Armaments, Disarmament and International Security*, Oxford University Press, pp.554-555.
- 50 朝日新聞、一九九七年一〇月二日。
- 51 日本経済新聞、一九九七年一〇月一四日。
- 52 朝日新聞、一九九七年一〇月一四日、日本経済新聞、一九九七年一〇月一四日など。
- 53 朝日新聞、一九九七年一〇月一四日。
- 54 朝日新聞、一九九七年一〇月一五日。
- 55 朝日新聞、一九九七年一〇月一九日。
- 56 藤田幸久とのインタビュー。藤田は、後日、久間と会談した中で、久間が、かなり早い段階から廃絶も仕方ないという認識があったとの心証を受けたとのことである。
- 57 この時点で既にアメリカは非公式ながらも日本の条約調印を認める方針を伝えており、この要請もほとんど問題にはならなかった。朝日新聞、一九九七年一〇月二二日。